

職員体制（現体制）

【玄海青年の家】

係・補職名	人数	職務分担	職の分類
所長	1	所の統括	常勤
副所長	1	所長の補佐、管理運営、所の庶務、指導に関する統括	
主催・ボランティア養成 事業主任	1	副所長の補佐、指導業務、ボランティア養成の統括	
受入事業主任	1	副所長の補佐、受入業務及び広報業務の統括	
主催・ボランティア養成 事業係員	3	主催・ボランティア養成事業主任の補佐、指導、庶務 に関すること	
受入事業係員	2	受入事業主任の補佐、指導、庶務に関すること	
保健衛生員	1	保健衛生、指導、庶務に関すること	
事務員	1	副所長の補佐、事務、指導、保守に関すること	
企業体本部職員 （非常勤）	3	経理及び管理事務に関すること	非常勤
本部サポート職員 （非常勤）	1	経理及び管理事務に関すること	

警備員（非常勤） 3名

計 15人体制

## 【必置の職について】

- 1 所 長 青少年育成に相当の経験をもち、施設の運営に力量を有する者
- 2 事務関係担当 経理及び管理事務に精通した者
- 3 指導関係担当 小学校又は中学校の教員免許又は野外活動等の指導者の資格 (※1) を有する者等、施設の設置目的に沿った指導のできる者
- 4 保健衛生担当 施設利用者の保健衛生を担当できる者
- 5 警 備 員

(※1) 野外活動等の指導者の資格とは、NEAL リーダー（自然体験活動指導者）等、これと同等以上の技術を有すること。カヌープログラムを安全に提供するためのカヌー指導員資格（J R C A、J S P A等）の指導員資格者を配置すること。

※ 宿泊利用があるときは、宿直員1名、夜間警備員1名以上で対応すること。

※ 上記以外の職員については、現在の管理体制や管理業務、事業展開を参考に職員配置を提案のこと。

※ 職員は、施設の設置目的を達成するために行う野外教育を中心とした事業を運営し、青少年を指導できる知力、体力を有する者であること。

※ 事業運営を円滑に進めるため、安定的な人員体制を継続すること。

(所長等の交代の際には、子ども家庭局と事前協議すること)